



うちなー健康経営宣言

第1710号

令和 6 年 3 月 6 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

継続可能な成長と発展を目指すために、社員ひとりひとりが心身ともに健康を保てるよう積極的に取り組み、安心して長く働ける職場環境を整えています。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 感染症予防に取り組む。